

**令和2年度  
滋賀県建設工事の検査概要**

**令和3年9月  
滋賀県総務部検査課**

# 目 次

	ページ
<b>I 令和2年度滋賀県建設工事の状況</b> . . . . .	<b>1</b>
工事完了件数および工事請負金額	
<b>II 令和2年度検査課検査の実施状況</b> . . . . .	<b>2</b>
検査件数および工事金額	
設備工事の検査件数および工事金額	
<b>III 令和2年度検査課検査の評定結果</b> . . . . .	<b>6</b>
完了検査の工事成績	
手直し命令、工事検査指示（手直し指示）の状況	
口頭指示事項の状況	
<b>IV 工事検査における留意事項</b> . . . . .	<b>8</b>
1 土木・下水部門	
2 農業農村整備部門・企業庁部門	
3 建築部門	
4 森林土木部門	
5 設備部門	
<b>V その他依頼により実施した検査</b> . . . . .	<b>14</b>

# I 令和2年度滋賀県建設工事の状況

## 【工事完了件数および工事請負金額】

県が発注した建設工事で令和2年度に完了した件数は前年度比6.9%減の734件であり、工事請負金額（以下、「工事金額」という。）2,500万円未満の小規模工事が295件と件数全体の40.2%を占めている。工事金額合計は前年度と比べ26.3%増の約582億円であり、3億円を超える大型工事は23件であった。（表-1、表-2）

令和2年度に検査課（当初請負金額2,500万円以上の工事が対象）で完了検査を実施した件数は前年度比2.9%増の431件（県全体工事の58.7%）、工事金額については、29.7%増の約534億円（県全体工事の91.7%）、1件あたりの平均工事金額は、26.1%増の約1.24億円となった。（表-1、表-2）

【表-1】 令和2年度完了の県発注工事および検査課検査 規模別件数・工事金額

県全体と検査課区分		県全体		うち 検査課検査実施分 (当初請負金額2,500万円以上※)			
		件数	構成率	工事金額	件数	実施率 (件数)	工事金額
2,500万円未満	295	40.2%	3,920,844	2	0.7%	49,503	1.3%
2,500～5,000万円未満	132	18.0%	4,986,700	127	96.2%	4,820,990	96.7%
0.5～1億円未満	159	21.7%	10,919,630	158	99.4%	10,864,170	99.5%
1～3億円未満	125	17.0%	20,141,310	121	96.8%	19,428,181	96.5%
3億円以上	23	3.1%	18,260,408	23	100.0%	18,260,408	100.0%
計	734	100%	58,228,892	431	58.7%	53,423,252	91.7%

※令和元年10月1日以降に公告した工事については、変更契約により2,500万円以上となった工事の一部についても検査課で検査を実施している。

- (備考) ①県発注工事欄は、土木交通部監理課データによる。  
 ②実施率はそれぞれの件数・工事金額に対する検査課実施分を示す。  
 ③県警発注分は含まない。  
 ④四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

【表-2】 各年度完了の県発注工事および検査課検査 件数・工事金額年度別推移

上段:件数 中段:工事金額(単位:百万円)、下段:1件あたり平均工事金額(単位:百万円)

年 度	26	27	28	29	30	元	2	前年度比
県全体	1,036	854	834	808	803	788	734	93.1%
	42,494	41,398	53,209	41,717	40,831	46,121	58,228	126.3%
	41.0	48.5	63.8	51.6	50.8	58.5	79.3	135.5%
検査課 検査実施分	413	349	385	363	356	419	431	102.9%
	35,102	35,412	47,429	35,939	35,019	41,190	53,423	129.7%
	85.0	101.5	123.2	99.0	98.4	98.3	124.0	126.1%
検査課以外 検査実施分	623	505	449	445	447	369	303	82.1%
	7,392	5,986	5,780	5,778	5,812	4,931	4,805	97.4%
	11.9	11.9	12.9	13.0	13.0	13.4	15.9	118.7%

(備考) 県全体工事件数・工事金額には企業庁および病院事業庁の発注工事を含む。

## Ⅱ 令和2年度検査課検査の実施状況

### 【検査件数および工事金額】

令和2年度に検査課が実施した検査件数は、完了検査が431件で前年度6に5比べ2.9%の増、中間検査は延べ357件(回)で15.2%の増、全体では788件、8.1%の増となった。

完了検査の件数では土木部門(下水道工事を含む。以下同じ。)が286件(工事件数全体の66.4%)、次いで農業農村部門が50件(同11.6%)となった。(表-3)

完了検査の工事金額では土木部門が約337億円(工事金額全体の63.1%)、次いで農業農村部門が約56億円(同10.4%)となった。(表-4)

【表-3】 令和2年度:検査課が実施した検査件(回)数

部門	土木	農業農村	建築	森林土木	企業庁	その他	全体
完了検査	286	50	41	29	13	12	431
部門別割合	66.4%	11.6%	9.5%	6.7%	3.0%	2.8%	100%
(前年度件数)	311	38	27	22	12	9	419
前年度比	92.0%	131.6%	151.9%	131.8%	108.3%	133.3%	102.9%
中間検査	215	44	52	28	9	9	357
部門別割合	60.2%	12.3%	14.6%	7.8%	2.5%	2.5%	100%
(前年度件数)	207	36	27	22	10	8	310
前年度比%	103.9%	122.2%	192.6%	127.3%	90.0%	112.5%	115.2%
計	501	94	93	57	22	21	788
部門別割合	63.6%	11.9%	11.8%	7.2%	2.8%	2.7%	100%
(前年度件数)	518	74	54	44	22	17	729
前年度比	96.7%	127.0%	172.2%	129.5%	100.0%	123.5%	108.1%

(備考) ①下水道工事は、土木部門に含む。(以下同じ。)

②部門のその他は、病院事業庁、総務部、農政水産部、琵琶湖環境部、教育委員会等が直接発注した建設工事である。

③大規模工事などは複数の中間検査を実施しているため、延べ件(回)数としている。

④四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

【表-4】 令和2年度:完了検査分の工事金額および割合

工事金額(単位:百万円)

部門	土木	農業農村	建築	森林土木	企業庁	その他	全体
工事金額	33,690	5,575	4,008	1,324	1,617	7,210	53,423
(前年度金額)	32,290	3,745	1,816	870	768	1,701	41,190
前年度比	104.3%	148.9%	220.7%	152.3%	210.6%	424.0%	129.7%
部門別割合	63.1%	10.4%	7.5%	2.5%	3.0%	13.5%	100%
(前年度割合)	78.4%	9.1%	4.4%	2.1%	1.9%	4.1%	100%

(備考) 四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

完了検査件数を工事金額区分別に見ると、5,000万円以上~1億円未満が36.7%と最も多く、次いで2,500万円以上~5,000万円未満が29.5%となった。(表-5)

部門別の完了検査件数と工事金額の年度別推移を見ると、土木部門以外のすべての部門において令和2年度は件数、金額とも増加した。土木部門においても件数は減少しているものの金額は増加した。また、1件当たりの平均工事金額については、すべての部門で増加した。(表-6)

【表-5】 令和2年度：金額区分／部門別の完了検査件数、構成比、工事金額

上段：件数、中段：件数構成比、下段：工事金額(単位：千円)

金額区分	2500万円未満	2500万円以上 ～ 5000万円未満	5000万円以上 ～ 1億円未満	1億円以上 ～ 3億円未満	3億円以上	計
土 木	1	77	103	91	14	286
	0.3%	26.9%	36.0%	31.8%	4.9%	100%
	24,934	2,995,256	7,152,557	14,115,681	9,401,380	33,689,808
農業農村	1	12	17	18	2	50
	2.0%	24.0%	34.0%	36.0%	4.0%	100%
	24,569	439,095	1,226,276	3,099,335	785,943	5,575,218
建 築		12	20	6	3	41
		29.3%	48.8%	14.6%	7.3%	100%
		464,772	1,311,814	1,069,913	1,161,474	4,007,973
森林土木		18	11			29
		62.1%	37.9%			100%
		645,119	678,537			1,323,656
企業庁		6	3	3	1	13
		46.2%	23.1%	23.1%	7.7%	100%
		203,426	204,817	541,309	667,200	1,616,752
その他		2	4	3	3	12
		16.7%	33.3%	25.0%	25.0%	100%
		73,322	290,170	601,944	6,244,412	7,209,848
計	2	127	158	121	23	431
	0.5%	29.5%	36.7%	28.1%	5.3%	100%
	49,503	4,820,990	10,864,171	19,428,182	18,260,409	53,423,255

(備考) 四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

【表-6】 年度別／部門別の完了検査件数と工事金額

上段：件数、中段：工事金額(単位：百万円)、下段：1件あたり平均工事金額(単位：百万円)

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2
土 木	299	302	231	271	248	237	311	↘ 286
	18,229	24,545	18,346	24,884	23,605	22,573	32,290	↗ 33,690
	61.0	81.3	79.4	91.8	95.2	95.2	103.8	↗ 117.8
農業農村	43	35	30	37	44	36	38	↗ 50
	3,264	2,662	1,773	2,825	3,264	2,891	3,745	↗ 5,575
	75.9	76.1	59.1	76.4	74.2	80.3	98.6	↗ 111.5
建 築	28	26	30	38	35	32	27	↗ 41
	3,682	5,046	7,389	8,571	6,307	4,324	1,816	↗ 4,008
	131.5	194.1	246.3	225.5	180.2	135.1	67.3	↗ 97.8
森林土木	29	39	29	18	17	22	22	↗ 29
	1,375	1,804	1,325	804	697	931	870	↗ 1,324
	47.4	46.2	45.7	44.7	41.0	42.3	39.5	↗ 45.7
企業庁	13	7	23	16	10	17	12	↗ 13
	1,612	694	3,978	1,553	632	1,811	768	↗ 1,617
	124.0	99.1	173.0	97.1	63.2	106.5	64.0	↗ 124.4
その他	8	4	6	5	9	12	9	↗ 12
	819	352	2,601	8,792	1,434	2,489	1,701	↗ 7,210
	102.4	87.9	433.4	1,758.4	159.3	207.4	189.0	↗ 600.8
計	420	413	349	385	363	356	419	↗ 431
	28,981	35,102	35,412	47,429	35,939	35,019	41,189	↗ 53,424
	69.0	85.0	101.5	123.2	99.0	98.4	98.3	↗ 124.0

(備考) 四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

(対前年比 ↗: 増加 ↘: 減少)

一方、中間検査は、施工中の工事受注者への的確な指導を通じて、公共工事の適正な品質の確保および環境に配慮した工事への取組みを推進するものであり、令和2年度に実施した完了検査431件の内、中間検査を1回でも実施していた件数（以下、中間検査実施件数という。）は320件であった。（表-7）

【表-7】 年度別の完了検査実施のうち、中間検査実施件数・率

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2
完了検査の件数	420	413	349	385	363	356	419	431
中間検査実施件数	261	289	281	306	271	304	311	320
（実施率）	62.1%	70.0%	80.5%	79.5%	74.7%	85.4%	74.2%	74.2%

検査件数を月別に見ると、第4四半期に検査が集中する傾向にある。特に完了検査では3月に年間件数431件の37.6%にあたる162件が集中し、うち117件を工事発注部局に検査依頼した。中間検査（一部完了検査を含む）を合わせると、120件を工事発注部局に検査依頼し、依頼率は15.1%であった。

（表-8、表-9）

【表-8】 令和2年度：月別検査件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
完了検査	11	19	21	32	19	26	25	26	34	26	30	162	431
（うち依頼件数）												117	117
中間検査	29	25	29	24	24	35	26	27	36	45	39	18	357
（うち依頼件数）												3	3
計	40	44	50	56	43	61	51	53	70	71	69	180	788
月別件数%	5.1%	5.6%	6.3%	7.1%	5.5%	7.7%	6.5%	6.7%	8.9%	9.0%	8.8%	22.8%	100%

（備考）四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

【表-9】 年度別の3月完了検査集中率と年度依頼検査件数

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2
3月完了検査件数	180	153	128	132	137	117	158	162
3月集中率	42.9%	37.0%	36.7%	34.3%	37.7%	32.9%	37.7%	37.6%
完了検査依頼件数	116	141	78	99	104	93	121	117
（完了検査依頼率）	27.6%	34.1%	22.3%	25.7%	28.7%	26.1%	28.9%	27.1%

（備考）3月完了検査集中率とは完了検査総件数の内、3月に実施した割合を示す。

## 【設備工事の検査件数および工事金額】

令和2年度に検査課で実施した検査総数の内、設備工事の検査件数は102件で、前年度に比べ4.1%増となった。内訳は完了検査62件、中間検査40件であった。

(表-10)

なお、完了検査の部門別、完了検査件数、工事金額は(表-11)のとおりである。

【表-10】設備工事検査件数の推移

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
完了検査	35	35	41	24	38	59	76	56	68	62
中間検査	27	29	45	36	50	40	48	33	30	40
計	62	64	86	60	88	99	124	89	98	102

(備考) 設備工事件数は各部門の件数に含まれている。

【表-11】令和2年度:設備工事 部門別完了検査件数、工事金額の内数

工事金額(単位:千円)

金額区分 部門	2500万円未 満		2500万円以上 ~ 5000万円未満		5000万円以上 ~ 1億円未満		1億円以上 ~ 3億円未満		3億円以上		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木	0	0	8	306,846	9	626,474	6	867,580	2	2,857,613	25	4,658,513
電気設備	0	0	3	109,308	4	281,698	1	105,147	1	1,487,269	9	1,983,422
機械設備	0	0	3	101,840	4	280,931	3	360,728	1	1,370,344	11	2,113,843
情報通信	0	0	2	95,698	1	63,845	2	401,705	0	0	5	561,248
農業農村	1	24,569	2	65,414	5	341,673	3	514,408	1	419,279	12	1,365,343
電気設備	0	0	0	0	0	0	1	209,968	0	0	1	209,968
機械設備	1	24,569	1	33,319	5	341,673	2	304,440	1	419,279	10	1,123,280
情報通信	0	0	1	32,095	0	0	0	0	0	0	1	32,095
建築	0	0	3	96,503	8	511,553	4	708,673	1	308,308	16	1,625,037
電気設備	0	0	1	26,257	3	190,230	2	324,146	1	308,308	7	848,941
機械設備	0	0	2	70,246	5	321,323	2	384,527	0	0	9	776,096
情報通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	4	128,400	1	75,900	1	267,994	1	667,200	7	1,139,494
電気設備	0	0	1	28,850	0	0	1	267,994	0	0	2	296,844
機械設備	0	0	1	25,850	0	0	0	0	1	667,200	2	693,050
情報通信	0	0	2	73,700	1	75,900	0	0	0	0	3	149,600
その他	0	0	1	43,700	1	59,753	0	0	0	0	2	103,453
電気設備	0	0	1	43,700	1	59,753	0	0	0	0	2	103,453
機械設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	24,569	18	640,863	24	1,615,353	14	2,358,655	5	4,252,400	62	8,891,840
電気設備	0	0	6	208,115	8	531,681	5	907,255	2	1,795,577	21	3,442,628
機械設備	1	24,569	7	231,255	14	943,927	7	1,049,695	3	2,456,823	32	4,706,269
情報通信	0	0	5	201,493	2	139,745	2	401,705	0	0	9	742,943

(備考) ①部門内訳は次のとおり

電気設備…[土木・農業農村・企業庁等] ポンプ場等の受変電・動力・計装設備、トンネル・道路照明等

[建築] 受変電、照明、自家発電機、消防、テレビ共同視聴設備等

機械設備…[土木・農業農村・企業庁等] ポンプ場等のゲート・ポンプ・除塵機、融雪設備、トンネル換気設備等

[建築] 給水、排水、衛生、ガス、給湯、空調設備等

情報通信…[土木・農業農村・企業庁等] ダム制御、テレメーター、河川防災カメラ、中央監視制御設備等

②四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

### Ⅲ 令和2年度検査課検査の評定結果

#### 【完了検査の工事成績】

令和2年度に実施した完了検査の平均評定点は79.9点と昨年度より0.2点上昇した。  
参考金額区分別／部門別の平均評定点、検査課全体の評定点区分別の割合を示す。  
(表-12、13、14)

【表-12】 年度別の平均評定点

年 度	26	27	28	29	30	元	2
土 木	78.4	78.5	79.7	80.4	80.2	80.3	80.5
農業農村	75.7	75.9	75.4	77.7	78.2	79.8	78.9
建 築	74.0	76.1	75.3	76.0	76.8	76.0	77.4
森林土木	73.7	75.5	76.8	77.5	75.8	76.6	78.6
企業庁	74.3	75.9	77.7	77.2	77.9	78.4	78.4
その他	81.3	80.0	76.6	77.6	79.2	79.8	81.7
平均評定点	77.4	77.7	78.6	79.3	79.3	79.7	79.9
最少評定点	56	61	52	64	67	62	65
最大評定点	89	90	91	91	92	92	93

【表-13】 令和2年度:金額区分別／部門別の平均評定点

※上段:件数、下段:平均評定点

金額区分	2500万円 未 満	2500万円以上 ～ 5000万円未満	5000万円以上 ～ 1億円未満	1億円以上 ～ 3億円未満	3億円以上	計
土 木	1	77	103	91	14	286
	76.0	78.5	79.8	82.3	85.1	80.5
農業農村	1	12	17	18	2	50
	73.8	76.7	83.0	78.6	78.8	78.9
建 築		12	20	6	3	41
		75.1	78.2	78.6	79.0	77.4
森林土木		18	11			29
		78.3	79.0			78.6
企業庁		6	3	3	1	13
		77.3	80.8	79.5	73.7	78.4
その他		2	4	3	3	12
		74.8	79.1	85.3	85.7	81.7
計	2	127	158	121	23	431
	75.0	77.9	79.2	82.3	83.4	79.9

【表-14】 令和2年度:評定点区分別件数

評定点区分	0～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～100	計
件 数	0	0	0	0	12	43	148	157	67	4	431
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	10.0%	34.3%	36.4%	15.5%	0.9%	100%

(備考) 四捨五入のため、内訳と計が合わないことがある。

## 【手直し命令、工事検査指示（手直し指示）の状況】

令和2年度に実施した検査において、滋賀県建設工事検査要領第9条の規定による工事検査指示（手直し指示）はなかった。（表-15）

【表-15】 手直し命令、手直し指示の年度別推移

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
手直し命令	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
工事検査指示 (手直し指示)	5	3	7	4	1	1	2	0	1	0	0	0	0

## 【口頭指示事項の状況】

工事の手直しには至らない軽微なものに対し、品質確保の向上を図るため指導を兼ねて積極的に口頭指示を行った。

口頭指示による指導の主な内容は、

- ① 施工管理の徹底（品質管理資料、出来形管理資料の整備等）
- ② 関係法令への適合（施工体制台帳の整備、建設副産物・廃棄物の処理、労働安全衛生法の遵守等）
- ③ 軽微な不具合箇所の補修等

【表-16】 令和2年度：部門別の口頭指示書の発出件数および率

※(A)：検査実施件数、(B)：口頭指示を行った検査件数、率：口頭指示の割合=(B)/(A)

		土 木	農 業 農 村	建 築	森 林 土 木	企 業 庁	そ の 他	全 体
完了検査	(A)	286	50	41	29	13	12	431
	うち設備	25	12	16		7	2	62
	(B)	136	27	31	16	1	2	213
	うち設備	6	8	6			1	21
	率	47.6%	54.0%	75.6%	55.2%	7.7%	16.7%	49.4%
	うち設備	24.0%	66.7%	37.5%	—	0.0%	50.0%	33.9%
中間検査	(A)	216	44	52	28	9	9	358
	うち設備	12	7	15		6		40
	(B)	187	37	42	26	2	7	301
	うち設備	1	4	6				11
	率	86.6%	84.1%	80.8%	92.9%	22.2%	77.8%	84.1%
	うち設備	8.3%	57.1%	40.0%	—	0.0%	—	27.5%
計	(A)	502	94	93	57	22	21	789
	うち設備	37	19	31		13	2	102
	(B)	323	64	73	42	3	9	514
	うち設備	7	12	12		0	1	32
	率	64.3%	68.1%	78.5%	73.7%	13.6%	42.9%	65.1%
	うち設備	18.9%	63.2%	38.7%	—	0.0%	50.0%	31.4%
元年度計の率		72.6%	59.5%	88.9%	84.1%	40.9%	76.5%	72.3%
30年度計の率		82.9%	91.1%	97.1%	94.9%	57.7%	80.0%	84.9%
28年度計の率		78.3%	90.4%	87.4%	89.2%	69.6%	88.9%	81.2%

## IV 工事検査における留意事項

工事検査における留意事項は次のとおりですので、発注者（監督職員）および受注者の方は、施工管理の参考にしてください。

ただし、各留意事項には品質向上のための指導的内容も含んでいますので、当該事項については履行を義務付けられていないものも含まれています。

なお、監督職員の方は、検査受検前に関係図書の確認および滋賀県建設工事検査要領第8条により検査の準備を行ってください。

### 1 土木・下水道部門

#### (1) 全般

- |   |   |
|---|---|
| <p>① 共通仕様書付則のとおり設計図書の照査等は国土交通省近畿地方整備局の「設計図書の照査ガイドライン(案)」に基づき実施すること。</p> <p>② 用地境界は境界杭等設置に関する施工管理要領(案)に基づき提出すること。</p> <p>③ 事前測量は、地形図を基に、点の配置図、基準点網図など精度の確認できる資料を提出すること。また、準備工における仮水準点の相互間点検を3か月に1回行うこと。</p> <p>④ 指定材料に関する資料を整理すること。</p> <p>⑤ 海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材については、品質証明資料を提出すること。</p> <p>⑥ 施工計画書における段階確認計画については、共通仕様書の段階確認一覧表(表3-1-1)を確認し精査を徹底すること。</p> <p>⑦ 段階確認は、写真、データなどの資料を添付し、結果について報告すること。報告にあたっては、日付に不整合がないように注意すること。</p> <p>⑧ 立会願い関係の書類については、詳細を記載し、結果が分かるように整理すること。</p> <p>⑨ 産廃処理の契約は、必要(期日や数量)に応じて更新すること。</p> <p>⑩ 産廃の自社運搬については、確認できる資料(運転者は元請)を整理すること。</p> <p>⑪ 施工体制台帳には、請負全社を記載すること。</p> <p>⑫ 施工体制台帳には、下請契約の契約書(請書等)を添付すること。</p> <p>⑬ 施工体制台帳には、必要な場合は、専門技術者の配置を明記すること。</p> <p>⑭ 道路使用許可、特殊車両許可などについては、許可内容を順守していることが確認できる資料を整理すること。</p> <p>⑮ 総合評価方式の工事の場合は、技術提案などの履行について確認できる資料を整理すること。</p> <p>⑯ 設計図書に定められた現場発生品は発生品調書を作成すること。</p> <p>⑰ 現場と設計図書を比較し、工種の追加、区間延長管理の追加などについては、出来形調書に反映すること。</p> <p>⑱ 施工計画については、品質管理の試験基準を明確にし、必要回数を明示すること。</p> <p>⑲ 品質管理総括表(現地試験のみ)を作成すること。</p> <p>⑳ 施工管理基準の適用は、契約時点のものとし、この管理基準によりがたい場合や基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うこと。</p> <p>㉑ 「施工プロセス」のチェックリストに指示事項、是正等があれば備考欄に記載のこと。</p> <p>㉒ 「施工プロセス」のチェックリストの作業主任者選任は、必要とする作業を備考欄に記載し確認を行うこと。(施工計画時、施工時適宜)</p> | <p>根拠となる仕様書等の章・節を示す<br/>共仕：一般土木工事等共通仕様書<br/>共仕付：一般土木工事等共通仕様書付則</p> <p>共仕付：1-1-1-3(P 1-1)<br/>設計図書の照査等</p> <p>共仕付：1-1-1-23(P 1-4)</p> <p>共仕：1-1-1-37(P 1-28)<br/>工事測量</p> <p>共仕：(P 2-1)<br/>第2節 工事材料の品質<br/>共仕：(P 2-2)<br/>第2節 工事材料の品質<br/>6.海外の建設資材の品質証明<br/>共仕：3-1-1-6(P 3-2~3-4)<br/>監督職員による確認及び立会等</p> <p>共仕：3-1-1-6(P 3-2)<br/>監督職員による確認及び立会等</p> <p>共仕：3-1-1-6(P 3-2)<br/>監督職員による確認及び立会等</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)<br/>公共工事の入札及び契約の適正化の<br/>建設業法施行規則第14条の2</p> <p>共仕付：1-1-1-10(P 1-2)</p> <p>共仕：1-1-1-32(P1-24)<br/>共仕付：1-1-1-32(P 1-18)</p> <p>共仕：1-1-1-17(P 1-13)<br/>工事現場発生品</p> <p>国の土木工事施工管理基準(案)<br/>品質管理基準及び規格値<br/>土木工事施工管理基準運用方針(案)<br/>(P35-34)<br/>共仕付：1-1-1-23(P 1-3~1-4)</p> |
|---|---|

## (2) コンクリート構造物工事

- ① 施工管理基準および共通仕様書付則に基づくコンクリートのひび割れ調査、コンクリート受入体制(コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格を有する技術者の立会)を徹底すること。  
② テストハンマー・ひび割れ調査は所定の様式で整理すること。  
③ コンクリートの練り混ぜ開始から打設完了までの時間の管理については、表を作成し提出すること。  
④ 共通仕様書に基づく監督職員による段階確認(鉄筋構造物の配筋・スペーサ配置確認、埋戻し前の構造物の寸法・基準高等確認)を徹底すること。  
⑤ 共通仕様書に基づき、工事全体の20%程度および現場養生の供試体についての強度試験は、(公財)滋賀県建設技術センターで行うこと。  
⑥ 養生、打設状況がわかるように写真を整理すること。  
⑦ コンクリートの打込み高さは1.5m以内であるため、型枠が高い(1.5m以上)場合のコンクリートの吐出口(型枠内に投入口を設ける等)の設置方法を留意のこと。  
⑧ 鉄筋コンクリート用棒鋼については、ミルシートを提出するとともに、径別・材質別に10t毎に1回(3本)の割合で、公益財団法人滋賀県建設技術センターにて試験を行うものとする。  
なお、受注者のやむを得ない都合により同センター以外の所で試験を行う場合は、施工管理担当者が必ず立会すること。

施工管理基準Ⅱ-3  
共仕付:(P 1-22~1-23)  
(ひび割れ発生状況の調査)  
(コンクリート受入体制)  
共仕付:(P 1-22~1-23)  
(ひび割れ発生状況の調査)  
共仕付:(P 1-23)  
(コンクリート受入体制)  
共仕:3-1-1-6(P 3-2~3-4)  
監督職員による確認及び立会等  
表3-1-1 段階確認一覧表  
共仕:1-3-1-5(P 1-48)  
5. 生コンクリートの圧縮強度試験  
共仕:1-1-1-23(P 1-16)  
共仕:1-3-6-4(P 1-56)  
12.打設計画書  
共仕:(P 2-3)  
第2節 工事材料の品質

## (3) 法面工事

- ① アンカー削孔におけるスライムによる土質状況確認資料等を整理すること。  
② アンカー工の確認試験を現地検査で行うことから、器具を準備すること。

共仕:3-2-14-6(P 3-162)  
Ⅱ-21 品質管理基準  
確認試験(1サイクル確認試験)

## (4) 橋梁上部工事

- ① 橋桁輸送に伴う特殊車両の通行許可申請、運搬車両の過積載防止など安全管理を徹底すること。  
② 共通仕様書付則に基づく、支承工設置後の監督職員による確認、工場製作桁の出来形管理資料の確認、防水層の塗膜厚さ管理基準の確認など施工管理を徹底すること。

共仕:1-1-1-32(P 1-23~1-24)  
共仕付:3-1-1-6(P 3-1)

## (5) 橋梁下部工事

- ① 設計照査を徹底すること。  
② 橋台・橋脚フーチング部等埋戻し前の構造物の寸法、基準高の段階確認を徹底すること。  
③ 鉄筋、スペーサの配置、テストハンマー検査など監督職員による段階確認を徹底すること。  
④ 盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、道路土工指針や道路橋示方書・同解説に基づき適切な材料を用いて入念な(路床締固めと同等の一層20cm以内)締固め等、施工に留意すること。

共仕付:1-1-1-3(P 1-1)  
共仕:3-1-1-6(P 3-4)  
監督職員による確認及び立会等  
共仕:1-3-7-4(P 1-61)  
共仕付:(P 1-22)  
道路土工指針  
道路橋示方書・同解説

## (6) 舗装工事

- ① 舗装打ち継ぎ部分の確認写真、舗装開放時の温度管理など施工管理資料の整理を徹底すること。  
② 現場密度の試験、写真の撮影(現地採取、試験室)を徹底すること。  
③ 出来形管理成果表については、工事写真と整合するように整理すること。  
④ 舗装厚等の出来形管理は基準高を測定し、厚さ管理を行うこと。

共仕:3-2-6-7(P 3-84~3-86)  
国の土工工事施工管理基準(案)  
品質管理基準及び規格値  
土工工事施工管理基準運用方針(案)  
(P35-3)  
土工工事施工管理基準運用方針(案)  
(P35-25)

<b>(7) 道路改良工事(二次製品工事)</b>	共仕:3-1-1-6(P 3-3) 監督職員による確認及び立会等
① 共通仕様書に基づく、プルーフローリング、表層混合処理、路床安定処理などについて監督職員による段階確認を徹底すること。	
② ボックスカルバートの緊張計画と結果について資料を整理すること。なお、縦締めについては、目標強度の資料を整理すること。	共仕:3-2-3-28(P 3-38)
<b>(8) 河川護岸工事(二次製品工事)</b>	
① 吸出し防止材・遮水シートの重ね代、かごマットのリング筋などの配置等施工状況を共通仕様書付則に基づき確認すること。	共仕付:(P 6-1~6-3) (吸出し防止シート) (かごマット)
② 根固めブロックの据付けにおいて、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶすなど施工管理について共通仕様書などとの整合性の確認を徹底すること。	共仕:3-2-3-17(P 3-28) 根固めブロック工 10.連結ナット
③ 河道掘削や根固めブロック工等は降雨出水における河床変動等により、完了検査時には基準高等において、規格値を満足出来ないことが懸念される。このことから、監督職員による段階確認を行い、検査職員は段階確認の書面確認をもって検査を行う場合がある。ただし、その機能を有効に果たしていない場合には合格とされない場合もあるので、監督職員は完了検査前に必ず確認を行うこと。	共仕:3-1-1-6(P 3-4)
<b>(9) 砂防工事</b>	
① 共通仕様書付則に基づく単位水量試験の実施、コンクリート練り混ぜ開始から打設完了までに要した時間の管理などコンクリートの品質管理を徹底すること。	共仕付:(P 1-23)
② 鋼製スリットの工場検査報告書の整理、塗膜・メッキ厚さの管理など使用材料の品質管理を徹底すること。	共仕:8-1-3-1(P 8-1~8-2)
<b>(10) 下水道工事</b>	
① 推進管、カラー、ゴムリング、セグメントなど使用材料の品質証明書類の整理を徹底すること。	共仕:12-1-5-2(P 12-26)
② 裏込注入材、推進工事における滑材注入など、注入量の確認資料および空袋検収の整理を徹底すること。	共仕:12-1-5-3(P 12-27、12-29)
③ 共通仕様書に基づく、日常の出来形管理、周辺環境(路面の沈下・水質など)調査資料の整理を徹底すること。	共仕:12-1-3-3(P 12-3)
<b>2 農業農村整備部門・企業庁部門</b>	共仕:一般土木工事等共通仕様書 共仕付:一般土木工事等共通仕様書 付則
<b>(1) 全般</b>	
① 施工体制点検の確実な実施 発注者は、適正な施工実施体制の確保、維持のため、原則 3,500万円以上の工事は2回以上の点検に努めること。下請け契約書(請書)、建設業許可書等の写し(下請け契約が500万円を超える場合は必須)を確認し、下請け内容と許可業種のチェックを行うこと。	滋賀県建設工事現場施工体制点検 要領
② 施工手順書の作成と確認 施工計画書の施工方法の項で、受注者は各工種毎(仮設工含む)に施工手順をわかりやすく記載し、発注者と受注者の両者で十分な内容確認を行うこと。	
③ 設計数量と実施数量の確認 使用材料等の集計においては、使用材料一覧表により設計数量と実施数量の確認を行うこと。	
④ 施工プロセスチェックリスト 監督職員は、工事目的物の品質確保のため、施工プロセスチェックリストを十分活用して、施工管理の適切な実施および確認を行うこと。	
⑤ 主要資材の品質証明欄の記載 施工計画書の主要資材計画の品質証明欄に、共通仕様書、特記仕様書等で品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等が求められている場合には確認して記載すること。	

## (2) ほ場整備工事

### ① 用地境界の測量と確認

事前測量に基づき現況境界杭確認座標一覧表を作成し、関係者と現地確認を行うなど用地境界を確認し、受注者への周知徹底を行うこと。

### ② 道路工、用排水路工等のそれぞれの工程で、設計延長と出来形延長の対比資料が不十分な事例がある。出来形の過不足が判定できるよう出来形管理一覧表に記載すること。

## (3) 管水路工事

### ① 土工

#### ・ 砂基礎を行う管路の掘削

管路のセンターと掘削センターが一致していないため、管路の両側で均等に巻き立てが行われていない事例がある。巻き立て寸法不足とならないよう、現場での確認を必ず行うこと。

共仕:15-9-5-1砂基礎工

#### ・ 砂基礎の出来形管理について

施工計画書に基床砂部の幅、厚み、保護砂巻き立て部の幅、厚みの出来形管理の計測箇所が明確になるような略図の記載がなされていないため、出来形管理が漏れている事例がある。管保護のための指定断面であり、施工計画書に管理項目として明記すること。

### ② 管接合

#### ・ 施工要領

管種を問わず継手部の施工不良は、漏水の原因となる。管材メーカーからの施工要領等を確認して、施工計画書に配管継手部チェックリストとして添付し、施工要領に基づいた確実な施工手順を現場で徹底すること。(検査時に継手部の施工方法についての説明を求めても十分理解していない事例がある)

共仕:15-9-6-1硬質ポリ塩化ビニル管布設工

#### ・ ジョイント間隔の管理

管種、口径により規格値が異なるので注意すること。φ800mm以上の管は埋戻完了後の計測を行うこと。

### ③ 施工延長管理資料の作成

設計延長と出来形延長の対比資料が不十分な事例がある。出来形の過不足が判定できるよう出来形管理一覧表に記載すること。

### ④ 埋設管の据付け高さの確認

出来形管理で規定されている管の据付け高さの管理が実施されていない事例が中間検査であり、掘削して確認を行った。管路工事は、土中に埋設されるもので検査時に計測できないため、監督職員の立会確認が必要。観測孔が設置可能であれば設置してもらいたい。(管布設が縦断的に波状になっていれば、当然、エア溜まりができて、計画流量が流れないことになる)

### ⑤ 石綿管の撤去

「労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則」および関係法令(廃掃法等)を遵守し、作業計画の作成、作業主任の選任、従事者への教育、現場に保管する場合の措置および表示を適正に行うこと。

## (4) ため池工事

### ① 土工

#### ・ 堤体盛土工は、適切に段切りを行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止すること。

共仕:1-2-3-3盛土工

#### ・ 底樋管の底部や取水施設等(コンクリート構造物)周囲の確実な締め固めにより漏水防止を徹底すること。

共仕:15-9-6-1硬質ポリ塩化ビニル管布設工

### ② 現場試験

堤体盛土工で現場密度試験・現場透水試験を計画的に実施(試験位置と試験頻度)すること。

### (5) 用排水路工事

#### ① ベンチフリュームの施工

##### ・ 屈曲部の施工

改定された施工手順書(H 24年8月)に基づき、ベンチフリューム継ぎ手部で屈曲させる場合は許容の目地幅、曲げ角度内で施工を行うこと。それ以上の角度の場合は、現場打ちコンクリート屈曲工で施工すること。

##### ・ 継ぎ手部の施工

改定された施工手順書(H 24年8月)に基づき、ベンチフリューム継ぎ手部は許容段差内での施工を行うこと。

#### ② 水管橋、鋼製ゲートの塗装仕様の確認

鋼構造物工事として下請け施工となるケースが多く、現場溶接箇所の処理や現場塗装部分の処理方法などを施工前に再確認すること。

### (6) 特殊な「製品」、「工法」を採用した工事

#### ① 専門工事として、下請け施工となるケースが多い。下請業者まかせとせず、製品の特性や工法の内容を十分理解し、それに即した出来形管理、品質管理、安全管理を行うこと。

#### ② 特殊な「製品」、「工法」を開発したメーカーや協会が作成した施工手順書を確認して、現場条件に適合した施工手順書を作成のうえ、現場の作業員に周知徹底すること。

### (7) その他

#### ① 安全対策の確認

交通整理員の配置計画、交通規制等の周知看板の配置計画を施工計画書に添付させ、事前に安全対策を確認すること。

#### ② 生コンクリートの品質確保

現場受け渡し時間、打設完了時間の記入と伝票のJISマークの確認を徹底すること。

#### ③ 工事の起終点部の適切な施工

設計図書に詳細が示されていない起終点部(既設構造物との取付、すりつけ部等)で、受注者の独自判断により不適切な施工が行われている事例がある。施工協議(必要に応じて現地立会)を行い、細部にわたる適正な施工を行うこと。

## 3 建築部門

#### ① 使用する材料は、使用数量の過多によらずロットナンバー等により製造年月日を確認し、有効期限を過ぎたものを使用しないこと。

標仕:公共建築工事標準仕様書  
解体標仕:建築物解体工事共通仕様書  
指針:建築工事監理指針

標仕15.6.2 材料(シーリング)  
標仕15.6.2 材料(仕上げ塗料)

#### ② 山留めを設ける場合は、周辺地盤及び山留めの状態を定期的に点検・計測すること。

標仕3.3.2 山留めの管理

#### ③ 杭施工については、基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための大臣告示とガイドラインに基づく施工を徹底すること。また、施工記録の確認は原本により行うこと。

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(平成28年度国土交通省告示第468号)基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン

#### ④ 鉄筋工事にあつては、圧接位置、定着長さ、結束状況等の確認を徹底するとともに、コンクリート打設前に配筋の乱れやかぶり厚の不足がないように確認を徹底すること。

標仕5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験

標仕5.1.3 配筋検査  
標仕6.8.3 型枠の加工及び組立て(JASS5:5.9.6 配筋の検査)  
標仕6.3.2 コンクリートの調査  
標仕6章11節 寒中コンクリート(JASS5:5.6.1 総則 b(2))

#### ⑤ コンクリート工事にあつては、単位水量、塩化物量等に注意するとともに、打設計画に基づく作業手順の周知、それぞれの作業員の作業内容の確認、ポンプ車の配置計画・打設エリア、打設のタイムスケジュール等の確認のための勉強会等を開催し、品質の向上に努めること。

また、寒中コンクリートの打設については、必要事項を施工計画に記載するとともに、温度管理、保温養生を確実にすること。

#### ⑥ 躯体コンクリートの打設にあつては、柱・壁の下部や打ち継ぎ部のジャンカ、沈みクラック等の発生防止対策を徹底すること。

指針6.6.4 打ち込み  
指針6.6.5 締固め  
指針6.6.6 上面の仕上げ

⑦ 鉄骨の工場における錆止め塗装は、標準仕様書に基づき、膜厚計により管理すること。	標仕18.1.7 塗膜面の確認等
⑧ 普通ボルト接合におけるボルトは、締付け終了後においてナットの外に3山以上ねじ山がでるようにすること。	標仕7.5.2 普通ボルト接合
⑨ ALC、押出成形セメント板工事にあたっては、壁面支持材の強度・支持方法、開口補強材等について、鉄骨工事の施工図作成時に確認すること。	指針8章4節 ALCパネル 指針8章5節 押出成形セメント版 (ALCパネル取付け構法標準・同解説) (EPC施工標準仕様書)
⑩ 標仕9.1.3(2)「防水層の施工は、監督員の検査を受ける。」とあり、施工の各段階における適切な時期に、適切な作業が行われていることを確認し、記録を残すこと。	標仕9.1.3 施工一般
⑪ 天井に段差がある場合は、下地材に補強を行うこと。	標仕14.4.4 工法
⑫ 内装仕上げでジョイントPBを使用する場合、目地のパテ処理は入念に行い、凹凸防止に努めること。	標仕19.7.3 工法
⑬ 建具工事については必要に応じて耐風計算を行い、また、開口補強材、建具補強材、支持アンカーを承認図に基づく位置に確実に設置すること。	標仕16.2.2 性能及び構造 標仕16.2.5 工法
⑭ 敷地内のアスファルト舗装工事は、周辺建物とのすり付けや、設備の関係で平滑な仕上げが困難な状況が多いが、狭隘な部分でも良好な出来ばえとなるように、仕上げレベルなどについて建築・設備間で十分に調整の上施工すること。	標仕22.2.2 路床の構成及び仕上げ
⑮ 植栽は、適正な時期に施工できるように工程を管理し、工事完了まで適正に管理すること。	指針23.1.3 植栽地の確認等
⑯ 解体工事や改修工事にあつては、アスベスト(含有建材、設備配管保温材等)、PCB(シール材、蛍光灯等)、廃家電等の有無について、事前調査を確実に実施し記録を作成すること。	解体共仕 3.1.3 施工計画調査
⑰ アスベスト分析調査は、吹付け材は3箇所から10cm <sup>2</sup> /箇所、成形版は3箇所から100cm <sup>2</sup> /箇所をばらつきがないように採取し、採取した試料は採取場所ごとに密封した容器にいれ整理すること。	解体共仕解説 6.1.2 施工調査

#### 4 森林土木部門

	共仕：一般土木工事等共通仕様書 共仕付：一般土木工事等共通仕様書付則
① 狭あい・急しゅんな施工地においては、山腹崩壊対策や資材搬入時等の安全対策等について留意すること。	共仕1-1-1-1-26 工事中の安全確保 共仕付1-1-26 工事中の安全確保
② 水源地上流の施工地においては、常水、現場内湧水について濁水流出防止対策に留意すること。	共仕3-2-10-7 水替工
③ 擁壁工等について、地山との取付け部が不安定となりやすいため、雨水等による洗掘を受けないよう施工方法に留意すること。	共仕14-1-4-3 コンクリート擁壁工
④ コンクリートの打設にあたっては、気象条件に適した運搬時間、温度管理、養生期間等を適切に行い、練り混ぜ開始から打設完了までに要した時間が確認できる資料を提出すること。併せて、打継面にかかる清掃、挿し筋施工、養生状況(特に暑中、寒中)等は適切に行い、そのことが写真等で確認できるよう留意すること。またセパの施工位置にも配慮すること。	共仕付第3章第1節 コンクリート受入れ体制 土木工事施工管理基準運用方針(案) 別添-4 写真管理 撮影上の注意事項
⑤ 生コンクリートのテストピースには必ず滋賀県指定の封印をし、採取時・破壊時とも確認できるよう写真撮影等に留意すること。	共仕第3章第1節5. 生コンクリートの圧縮強度試験
⑥ 治山ダムの底部、流路工基礎等の幅・延長、補強土壁の積み上げ経過等については、完了時に外部から確認できないので工事写真を的確に撮ること。	土木工事施工管理基準運用方針(案) 別添-4 写真管理 撮影上の注意事項
⑦ 出来形管理に関し、管理方法、管理位置等について施工計画作成時において監督職員と十分な打合せを行うこと。また治山ダムの法勾配の管理について適切に行うこと。	共仕1-1-1-4 施工計画書
⑧ 補強土壁等の管理は、盛土材の土質試験や法勾配の管理について適切に行うこと。	共仕3-2-15-3 補強土壁工 共仕14-1-4-4 補強土壁工
⑨ 伐採した支障木、枝条や伐根等の処理は、仕様書等に特に指定のない場合、防災上・森林施業上支障とならないよう現場状況に留意し、適切に処理すること。	共仕13-1-4-10 根株・末木枝条 共仕14-1-3-2 伐開および除根
⑩ 山腹工等の排水施設について、特に山側が埋戻し不足となりやすいため、確実な埋戻し等により表面水が流入できるよう適切な処理を行うこと。	共仕13-3-3-5 水路工

- |   |  |
|---|--|
| ⑪ 植生シート等法面保護工の施工は、根株等施工上支障となるものを除去し法面整形の上、法肩から確実に全体を被覆するとともに、端部処理についても留意すること。また、アンカーピン打設についても効果的な位置となるよう留意すること。 | 共仕13-3-3-9伏工   |
| ⑫ かご砕工、ふとんかご工等の中詰めが不足しないよう留意すること。   | 共仕3-2-14-7かご工  |
| ⑬ 特殊車輛通行許可について、該当の有無を重量等確実に確認の上、必要資料を監督員に提出し確認を得ること。また、過積載防止対策についても、その内容について確認できる資料を整備すること。                     | 共仕付1-1-1-32交通安全管理<br>(特殊車輛通行許可制度の徹底)、<br>(過積載による違法運転の防止について) |

## 5 設備部門

標仕：公共建築工事標準仕様書

### (1) 共通

- ① 維持管理に配慮した施工を行うこと。また、既設機器への養生や安全対策に配慮すること。
- ② 既設機器類の調査不足や電気・機械設備間の調整が不十分な事例が見受けられるので注意すること。
- ③ 配管の支持間隔について標準仕様書のとおりの間隔で施工すること。
- ④ 軽微な変更についても必ず議事録に記載し、監督職員の承諾を得ること。
- ⑤ 防火区画や水平区画の貫通処理を認定工法で行う場合は、事前に材料承認を行い、施工箇所に認定シールを添付すること。
- ⑥ 必要な試験成績書を整理すること。

標仕(電気設備工事編)2.2.3 隠ぺい配管の敷設 等

標仕(電気設備工事編)1.2.4 工事の記録 等

標仕(電気設備工事編)2.1.10 電線等の防火区画等の貫通 等

標仕(電気設備工事編)1.7.1 完成時の提出図書 等

### (2) 電気関係

- ① ピット内での高圧ケーブル、低圧ケーブルおよび弱電ケーブル間の離隔を考慮すること。
- ② 機械機器へのアース処理が不十分な箇所が見受けられるので、確実に施工すること。
- ③ 強電線と弱電線等の離隔について標準仕様書のとおり施工すること。
- ④ 高圧電気設備の工事については、電気主任技術者との打合せ記録を整理すること。
- ⑤ ハンドホール等のケーブルには名札(工事名、施工年月、施工者、行き先、サイズ等)を取り付けること。

標仕(電気設備工事編)2.1.5 低圧配線と弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔

標仕(電気設備工事編)2.13.4 D種設置工事を施す電気工作物

標仕(電気設備工事編)2.1.5 低圧配線と弱電流電線等、水管、ガス管等との離隔 等

標仕(電気設備工事編)1.2.4 工事の記録 等

機械設備工事施工監理チェックリスト  
(滋賀県土木交通部監修)

### (3) 機械関係

- ① 異種金属接続ならびに地中埋設鋼管立ち上がり部等で、腐食の恐れのある部分については適切な防食処置を施すこと。
- ② 排水管の勾配について標準仕様書のとおり施工すること。
- ③ 配管のフランジ接続等について、ナットとボルト端部のネジ山が3山以上出るようにすること。また、振動等によりナットが緩む恐れのある箇所には、緩み防止対策を行うこと。
- ④ 小型のバルブに通常状態を示す札(常時開、常時閉、調整済)を取り付けること。

標仕(機械設備工事編)2.5.17 異種間の接合

標仕(機械設備工事編)2.6.2 勾配

機械設備工事施工監理チェックリスト  
(滋賀県土木交通部監修)

機械設備工事施工監理チェックリスト  
(滋賀県土木交通部監修)

## V その他依頼により実施した検査

### 【完了検査】

- ① 草津警察署移転新築整備事業敷地造成工事(第2期工事)
- ② 運転免許センター新築等整備工事(電気設備)
- ③ 運転免許センター新築等整備工事(機械設備)

### 【中間検査】

- ① 草津警察署移転新築整備事業敷地造成工事(第2期工事)
- ② 草津警察署庁舎新築工事(建築)